

鶴見工場 排ガス測定結果

令和5年3月16日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和5年2月17日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	15	-	50
	(ppm)	9.5	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	3.0	20	312
窒素酸化物	(ppm)	38	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和5年3月7日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和5年3月16日

施設名 2号炉

排ガス採取年月日 令和5年2月16日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	23	-	50
	(ppm)	14	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	5.1	20	312
窒素酸化物	(ppm)	42	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和5年3月2日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和5年1月24日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和4年12月23日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	18	-	50
	(ppm)	11	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	2.4	20	312
窒素酸化物	(ppm)	44	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和5年1月16日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和5年1月24日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和4年12月22日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	20	-	50
	(ppm)	12	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	3.1	20	312
窒素酸化物	(ppm)	42	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和5年1月13日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年11月14日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和4年10月13日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	15	-	50
	(ppm)	9.3	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	2.7	20	312
窒素酸化物	(ppm)	43	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年10月28日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年9月14日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和4年8月25日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	4.9	-	50
	(ppm)	3.0	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	0.73	20	312
窒素酸化物	(ppm)	42	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年9月5日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年8月16日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和4年7月22日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	16	-	50
	(ppm)	10	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	2.1	20	312
窒素酸化物	(ppm)	38	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年8月4日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年8月1日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和4年7月7日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	14	-	50
	(ppm)	8.8	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	4.0	20	312
窒素酸化物	(ppm)	42	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年7月21日



鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年6月27日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和4年6月3日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	15	-	50
	(ppm)	9.1	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	4.5	20	312
窒素酸化物	(ppm)	38	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年6月16日

鶴見工場 排ガス測定結果

令和4年5月18日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和4年4月18日

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	18	-	50
	(ppm)	11	15	30
硫黄酸化物	(ppm)	5.0	20	312
窒素酸化物	(ppm)	37	50	57

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

測定結果の得られた年月日 令和4年5月2日